

報告第5号

令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

岬町長 田 代 堯

記

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率（％）
漁業集落排水事業 特 別 会 計	—

（注）

1. 資金の不足額がない場合は、「—」と表記しています。
2. 公営企業における経営健全化基準は、資金不足比率20.0％となっています。

令和 5 年度 岬町漁業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和 5 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
①資金不足比率	－	20.0

(注) 資金の不足額がない場合は、「－」と表記しています。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、資金の不足額を事業の規模で除して算定される。令和 5 年度の本会計においては、資金の不足は生じておらず、概ね適正であると認められる。今後も引き続き、経営の合理化、事務改善等の経営基盤強化を図り、健全な企業経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。